

令和4年6月13日

各社会福祉施設等管理者 様

京都市保健福祉局介護ケア推進課  
(担当：松原 TEL：213-5871)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）

平素は、本市の保健福祉行政に格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省から「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について」の依頼がございました。

内容としては、平成30年度から令和元年度にかけて厚生労働省が実施した「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査（以下「30年度調査」という。）における調査対象施設であったうち、30年度調査時には御回答がなかった、又は「分析調査を行う予定である」との御回答があった施設等を対象として、状況把握を行うものです。

つきましては、「調査要領」（別添）を御参考に調査を行い、調査表を作成のうえ、下記のとおり御報告いただきますようお願いいたします。

なお、本調査の結果については厚生労働省が公表を行うこととしていることを申し添えます。

#### 記

#### 1 報告様式等

##### (1) 調査を行った場合

- ・調査票（様式1-1及び1-2）

＊様式1-2については、アスベストのばく露のおそれのある施設のみが報告の対象となります。

##### (2) 調査対象建築物等が存在しない場合

- ・非該当施設回答票（様式2）

##### (3) 調査を行えなかった場合

- ・未回答理由票（様式3）

#### 2 報告期限

令和4年6月30日（木）

#### 3 報告様式等の提出先

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

TEL：075-213-5871

e-mail: kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

#### 4 調査内容に係る問い合わせ先

京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課（担当 土橋）

TEL：075-746-7713（健康長寿企画課執務室内）

e-mail: [hofukusoumu@city.kyoto.lg.jp](mailto:hofukusoumu@city.kyoto.lg.jp)

(参考) 調査の概要(「調査要領」や「調査方法の手順の概要」を御参照ください。)

1 今回のフォローアップ調査の対象建築物等

- (1) 平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物で、先の30年度における回答がなかったもの及び「分析調査依頼中」又は「分析調査依頼予定」回答があったもの
- (2) 30年度調査時点では調査対象施設ではなかったが、今回、調査対象施設に追加される施設(建物用途転換により、前回調査実施以降に「(別紙1) 調査対象施設種別」に掲げる社会福祉施設等となった施設のうち、平成18年8月31日以前に新築の工事に着手した建築物その他の工作物)

(以下、30年度調査と同内容)

2 調査対象建材

上記建築物等に使用されている建材であって、次のアからエに掲げるもの

- ア 吹付けアスベスト等(レベル1)
- イ アスベスト含有保温材(レベル2)
- ウ アスベスト含有耐火被覆材(レベル2)
- エ アスベスト含有断熱材(レベル2)

3 調査方法

ア 設計図書・完成図書等による確認

設計図書等や目視調査に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定する。

その際、「(別紙2) 石綿含有建材品目例(参考)」に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準とし、アスベストの含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意する。

\*上記調査を専門業者に委託し実施される場合は、御参考にしてください。

「建築物石綿含有建材調査者講習修了者情報」

<https://www.jesc.or.jp/training/tabid/132/Default.aspx>

イ 分析調査の実施

設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、JIS法(JIS A1481規格群)により、6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施する。

なお、アスベストの使用が疑われるものの飛散がない状態であると認められる場合は、本調査においては、様式1-1のイ又はウ欄に「○」を記載してください。

\*分析調査を行う場合は、御参考にしてください。

「一般社団法人日本環境測定分析協会」 分析機関検索サイト

[https://www.jemca.or.jp/sys/member\\_list](https://www.jemca.or.jp/sys/member_list)

\*分析調査を実施される場合は、必ず事前に報告書提出先の所属に御連絡いただきますようお願いいたします。

4 施設において必要な対応(別添2を必ず御確認ください)

石綿障害予防規則等の関係法令に基づき適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。本調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類については、各施設管理者において適切に保存していただきますとともに、アスベストがばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりませんので、御注意ください。